

短期集中通所サービスの 事業者指定基準、報酬



令和5年3月
久留米市 介護保険課

集中デイの人員基準①（管理者、計画職員）



管理者

- ▶ 事業所ごとに、1名。
- ▶ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ▶ 非常勤も可能であり、管理上支障がない場合は、計画職員及び指導職員との兼務可能。

計画職員

- ▶ 事業所ごとに、1名以上。
- ▶ 資格要件は、理学療法士、作業療法士の資格を有する者。
- ▶ 利用者の状態把握や個別支援計画を作成する。
- ▶ 非常勤も可能であり、管理上支障がない場合は、管理者及び指導職員との兼務可能
- ▶ 他事業所等からの派遣により配置する場合は、派遣元事業所との間で職員派遣の契約を締結し、写しを市に提出すること。

指導職員

- ▶ 提供時間を通じて、利用者10人に対して1人以上配置。
- ▶ 資格要件は、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者の資格を有する者。
- ▶ 非常勤も可能であり、管理上支障がない場合は、管理者及び計画職員との兼務可能であるが、提供時間中は、専ら集中デイの提供にあたる必要がある。

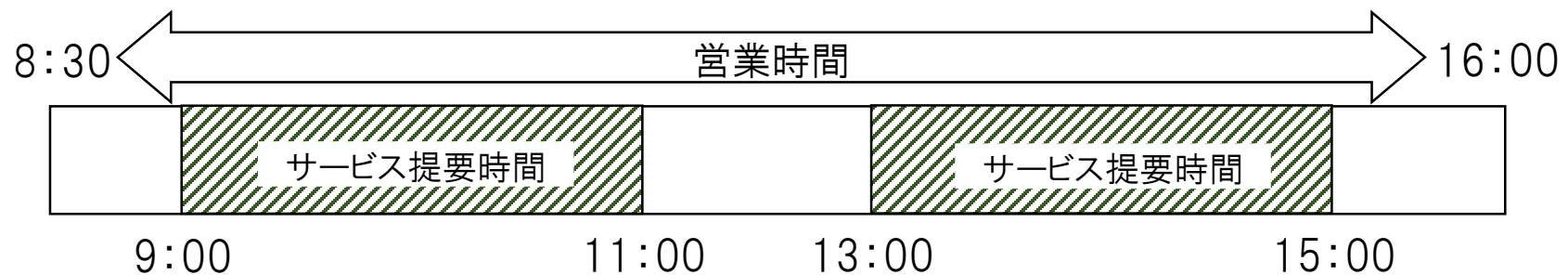
連携体制の確保

- ▶ 集中デイは、運動機能だけでなく、口腔や栄養に関するアプローチも必要。そのため、必要に応じて、計画職員や指導職員が口腔や栄養に関する助言を得られる連携体制を確保すること。
- ▶ 口腔に関しては、言語聴覚士、歯科衛生士。栄養に関しては、管理栄養士、栄養士からの助言を得られる体制を整える。
- ▶ 連携は、有資格者が配置されている事業者(病院等を含む。)との協定だけでなく、有資格者個人との連携も可能。

集中デイの人員配置の注意点



- ▶ 集中デイの人員として配置されている従業者が、同時間に他のサービスに従事することはできない。同様に、他のサービスの従業者が、同時間に集中デイに従事することはできない。(利用者の体調急変等の緊急時を除く。)
- ▶ 提供時間とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)をいう。
⇒例)営業時間が8時30分から16時までとし、提供時間が9時から11時までと13時から15時までの2単位としている場合は9時から11時までと13時から15時までの4時間において指導職員の配置が必要となる。



※図の斜線部分の時間帯を通じて、指導職員の配置が必要となる。

機能訓練室

- ▶ 利用者1人あたり3㎡以上の機能訓練室を設けること。
- ▶ 通所介護や予防デイ、元気デイを同じ場所で同時刻に実施する場合は、可動式パーテーション等で仕切り、プログラムを明確に区分して実施すること。
- ▶ 他のサービスとの仕切りは、床へのラインやテープを貼り付ける等の方法によるものは認められない。

その他

- ▶ 消防法その他の法令等に規定された、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置すること。

注意点

- ▶ 集中デイの実施中における他のサービスの区画との移動はできない。(開始前において、バイタルチェックや体調確認を行う場合は、他のサービスの区画で実施できる。)

報 酬

報酬は、月額報酬制とする。

ただし、集中デイは、原則として3か月での終了を目指すものであることから、2クール目(4～6か月目)は、30%を減額する。

利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。

報酬の請求方法

集中デイの報酬は、利用者との契約日を起算日として算定する。

- ① 月初に契約し、月末で終了した場合は、3か月間を月額報酬で請求。
- ② 月途中で契約し、月途中で終了した場合は、初月と最終月を日割請求。

※詳細は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。